

憲法第25・26条を子どもたちへ



—いま、私たちにできること—

全国学校事務職員制度研究会の会誌

「子どものための学校事務」101号は、

子どもたちが「教育を受ける権利」を等しく保障されるために、私たち学校事務職員が学校のお金の専門家として何ができるのか、何をすべきなのかを特集しました。

昨年 97号で「格差社会の子育てと教育費・無償教育と就学援助制度のあり方」を特集しました。子どもたちの人権がいかに侵害されているか、ひとつの実効ある制度である「就学援助」のあり方を学ぶことがどれほど大切なことであるか、97号をの手にとっていただいた方々から、たくさんの声が寄せられました。

101号では、どの子も安心して学校で学び、遊び、生活できる学校・教育づくりにむけて、学校事務職員が保護者負担軽減を意識的、計画的に取り組んだ実践を集めました。

97号から101号へ

**保護者負担軽減にむかって、明日から何ができそうか
具体的なヒントがあるはずですよ。
頼りになる仲間の実践から元気をもらいましょう！！**

また、食育と給食費のあるべき姿として、給食問題を考えました。

学校給食の目的と歴史を学びましょう。

「子どものための学校事務」って？

学校の主人公は「子どもたち」です。その子どもたちが安心して通える学校を私たち大人がつくっていかねばなりません。

全国には様々な実践をしている仲間や実践があります。

子どもの声を生かした学校をつくるための「子どもアンケート」。その声から校務主事や養護教諭ら教職員との共働が広がっています。また、保護者から集めるお金に悩み、用途を調べて公費化する取り組みや「遊具での事故をなくしたい」との思いから点検方法を学び、教職員へ投げかけている仲間がいます。

そんな実践や思いがたくさん詰まった会誌です。

目 次	
特集に寄せて	憲法25・26条を子どもたちへ ～いま、わたしたちにできること～
I 保護者負担軽減にむかって	・保護者負担軽減と学校予算 ・算数セットを公費で～保護者負担軽減に取り組んで ・無理をしないで小さなことから 「できない」とはけっして言わない 否定しない仕事をしたい ・二人だけの事務室だから、仕事は楽しくしたい
II 就学保障をめぐって	・四百円の重み～やっとな解決、教育扶助費の不払い～ ・中学校から見える高校の学費等を考える ・就学援助制度を広げるために ・子どもの貧困と学校 「反貧困フェスタ」から
III 就学援助 一般財源化の経過と課題	
IV 給食費問題を考える一食育と給食費のあるべき姿一	・給食費未納問題を考えるために ・学校給食法の目的転換への懸念
● 「子どものための学校事務」100号に寄せて	2008年6月30日発行 A5版 64ページ 500円(送料160円) 編集・発行：全国学校事務職員制度研究会



「注文したい！」と思った人は **こちら**

■ 神奈川県横浜市立すすき野中学校 植松直人
〒225-0021

神奈川県横浜市青葉区すすき野3-4-3
TEL 045-901-5896
FAX 045-904-2439

■ <http://www.bekkoame.ne.jp/ha/seidoken/>

■ E-mail seidoken@ha.bekkoame.ne.jp